



第10章 通路、足場等

第1節 通路等

(通路)

第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

(通路の照明)

第541条 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

(屋内に設ける通路)

第542条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 用途に応じた幅を有すること。
- 2 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 3 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

(架設通路)

第552条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 こう配は、30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 3 こう配が15度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。
- 4 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。
 - イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり



□ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

5 たて坑内の架設通路でその長さが15メートル以上であるものは、10メートル以内ごとに踊場を設けること。

6 建設工事に使用する高さ8メートル以上の登りさん橋には、7メートル以内ごとに踊場を設けること。

（はしご道）

第556条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 丈夫な構造とすること。

2 踏さんを等間隔に設けること。

3 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。

4 はしごの転位防止のための措置を講ずること。

5 はしごの上端を床から60センチメートル以上突出させること。

6 坑内はしご道でその長さが10メートル以上のものは、5メートル以内ごとに踏だなを設けること。

7 坑内はしご道のこう配は、80度以内とすること。

2 前項第5号から第7号までの規定は、潜函内等のはしご道については、適用しない。

第2節 足場

第1款 材料等

（材料等）

第559条 事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2 事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。



解釈例規

1. 足場とは、いわゆる本足場、一側足場、吊り足場、張出し足場、脚立足場等のごとく建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋸打ち、部材の取りつけ又は取りはずし等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいい、資材等の運搬又は、集積を主目的として設ける棧橋又はステージング、コンクリート打設のためのサポート等は該当しない趣旨であること。
2. 第2項の「繊維の傾斜」とは、いわゆる木目又は木理も傾斜をいうものであること。
3. 第2項において、木皮を取り除くこととしたのは、木材の割れ、虫食い等の欠点を容易に発見することを目的としたものであって、丸太の末口部、角材の丸身部等に木皮が残っているものがあったとしても、耐力上影響のない部分であれば差しつかえない趣旨であること。

(昭34.2.18 基発第101号)

(鋼管足場に使用する鋼管等)

第560条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格A8951(鋼管足場)に定める鋼管の規格(以下「鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

- 1 材質は、引張強さの値が370ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものであること。

引張強さ(単位 ニュートン毎平方ミリメートル)	伸び(単位 パーセント)
370以上390未満	25以上
390以上500未満	20以上
500以上	10以上

- 2 肉厚は、外径の31分の1以上であること。

- 2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具については、日本工業規格A8951(鋼管足場)に定める附属金具の規格又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。



- 1 材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）は、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であること。
- 2 継手金具にあっては、これを用いて鋼管を支点（作業時における最大支点間隔の支点をいう。）間の中央で継ぎ、これに作業時の最大荷重を集中荷重としてかけた場合において、そのたわみ量が、継手がない同種の鋼管の同一条件におけるたわみ量の1.5倍以下となるものであること。
- 3 緊結金具にあっては、これを用いて鋼管を直角に緊結し、これに作業時の最大荷重の2倍の荷重をかけた場合において、そのすべり量が10ミリメートル以下となるものであること。

解釈例規

1. 第1項の「日本工業規格A8951（鋼管足場）に定める鋼管の規格」に適合するものとは、次に掲げるものをいうものであること。
 - (1) 単管足場用鋼管にあっては、「日本工業規格A8951（鋼管足場）」中2・2「鋼管」2・4・1「鋼管」及び2・4・2「鋼管メッキ」に規定されている事項に適合する鋼管。 枠組足場鋼管にあっては、「日本工業規格A8951（鋼管足場）」中3・2「鋼管」に規定されている事項に適合する鋼管。
2. 第1項第2号の肉厚及び外型の寸法は、実測によるものであること。
3. 第2項の「工業規格A8951（鋼管足場）に定める付属金具の規格」に適合するものとは、次に掲げるものをいうものであること。
 - (1) 単管足場用付属金具にあっては、「日本工業規格A8951（鋼管足場）」中2・3「付属金具」及び2・4・3「付属金具」に規定されている事項に適合する付属金具。
 - (2) 枠組足場用付属金具にあっては「日本工業規格A8951（鋼管足場）」中3・4「部品の製造」の(3)、3・5・4「付属金具」及び、3・6「検査」に規定されている付属金具。
4. 第2項第1号「衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品」とは、摩擦形継手金具の両端部における部品のごとき部品をいうものであること。
5. 2項第2号及び第3号の「作業時の最大積載荷重」とは、作業時1本の水平材の2支点間にかかる荷重の合計をいうものであること。

（昭34・2・18 基発第101号）



(構造)

第561条 事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

(最大積載荷重)

第562条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。

2 前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。)にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が10以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が5以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては2.5以上、木材にあつては5以上となるように、定めなければならない。

3 事業者は、第1項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

解釈例規

1. 第1項の「作業床の最大積載荷重」とは、たとえば、足場における地で囲まれた作業床に積載し得る最大荷重をいうもの4本の建であること。

2. 大積載荷重は、1作業床に載せる作業人数又は材料等の数量で定めてもよい趣旨であること。

(昭34・2・18 基発第101号)

(作業床)

第563条 事業者は、足場(一側足場を除く。第3号において同じ)における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

1 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類	許容曲げ応力(単位 ニュートン 毎平方センチメートル)
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、	1,320



べいまつ又はべいひ	
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	1,030
かし	1,910
くり、なら、ぶな又はけやき	1,470
アピトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板	1,620

2 つり足場の場合を除き、幅は、40センチメートル以上とし、床材間のすき間は、3センチメートル以下とすること。

3 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあってはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあってはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

4 腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によって破壊するおそれのないものを使用すること。

5 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように2以上の支持物に取り付けること。

6 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 前項第5号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

1 幅が20センチメートル以上、厚さが3.5センチメートル以上、長さが3.6メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ 足場板は、3以上の支持物にかけ渡すこと。



- ロ 足場板の支点からの突出部の長さは、10センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの1/8以下とすること。
- ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、20センチメートル以上とすること。
- 2 幅が30センチメートル以上、厚さが6センチメートル以上、長さが4メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。
- 3 労働者は、第1項第3号ただし書の場合において、安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

解釈例規

- 1. 第1項の「足場（一側足場を除く。）における高さメートル以上の作業場所」とは、足場の構造上の高さに関係なく、地上又は床上から作業までの高さが2メートル以上の場所をいうものであること
- 2. 第1項が第3号の「作業の必要上手摺を設けることができない場合」には、足場の構造上、手摺を設けることが著しく困難な場合及び手摺を設けることにより作業が著しく困難となる場合を含む趣旨であること。
- 3. 第2項の「作業に応じて移動させる場合」とは、塗装、鋸打、はつり等で、労働者が足場板を占用し、かつ、作業箇所に応じて、頻繁に足場板を移動させる場合をいうものであること。
- 4. 第2項第1号「突出部に足を掛けるおそれのない場合」とは、突出部が柵、手摺等の外側にあつて、労働者が無意識にも突出部に足を掛けるおそれのない場合をいうものであること。

(昭34.2.18 基発第101号)

〔合板の足場板に関する第1項第1号及び第2項の取扱い〕

幅が20センチメートル以上、長さが3.6メートル以上で、かつ、重量が15キログラム（幅が20センチメートル、厚さが3.5センチメートル、長さが3.6メートルの松材の足場板の重量）以上の板を床材として



用い、これを作業に応じて移動させる場合であって、労働安全衛生規則代 563 条第 2 項第 1 号イから八までに定める措置を講ずる場合には、同号に該当する場合として取り扱うこと。

(昭 42 . 2.28 基発第 228 号)

1 . 第 1 項第 3 号の「手摺等」の「等」には、柵、囲いの他、枠組足場の筋違等であって労働者がその間から墜落するおそれがないものが含まれること。繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものは、支持物が堅固で、かつ、ロープ等の長さが短く、労働者がその間から墜落するおそれがない場合を除き、手摺とは認められないこと。

2 . 第 1 項第 3 号のただし書きの場合において、作業の必要上臨時に手摺を取り外したときは、その必要な期間後直ちにもとの状態に復しておかなければならないこと。

3 . 手摺は、高さ 75 センチメートル以上の箇所に 1 本設けることで足りるが、可能な限り副木、妻先板、棧等を設けるよう指導すること。

(昭 43 . 6.14 基発第 100 号)

第 2 款 足場の組立て等における危険の防止

(足場の組立て等の作業)

第 5 6 4 条 事業者は、令第 6 条第 1 5 号 の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 1 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 2 組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。



- 3 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想される場合は、作業を中止すること。
 - 4 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅20センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
 - 5 材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。
- 2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

関係法令

(作業主任者を選任すべき作業) (抄)

法第6条 法第14条の政令で定める作業は次のとおりとする。

吊り足場(ゴンドラの吊り足場を除く。)張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業。

解釈例規

1. 第1号の労働者に周知させる時期、範囲及び順序は、概要で差しつかえない趣旨であること。
2. 第3号の「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報又は気象警報が発せられ、悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。
3. 第4号は、労働者が建地又は布をつたわって、昇降又は移動する場合には適用しない趣旨ではないこと。
4. 第5号の「吊り綱、吊り袋」は、特に吊り上げ及び吊り下げのためにつくられた特定のものに限る趣旨ではないこと。

(昭34.2.18基発第101号)

(足場の組立て等作業主任者の選任)

第565条 事業者は、令第6条第15号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)



第566条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第1号の規定は、適用しない。

- 1 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 2 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 4 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

解釈例規

1. 第2号の「安全带等」の機能の点検とは、網の損傷の有無、網の径及び長さの適否、バンド付のものにあっては網とバンドとの取付部の状態及び取付金具類の損傷の有無等についての点検をいうものであること。
2. 第2号の「保護帽の機能の点検」とは、緩衝網の調節の適否、帽体の損傷の有無、あご紐の有無等についての点検をいうものであること。

(昭34.2.18 基発第101号)

(点検)

第567条

1 事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第563条第1項第3号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態



- 4 第 563 条第 1 項第 3 号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- 5 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 6 脚部の沈下及び滑動の状態
- 7 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 8 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 9 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 1 当該点検の結果
- 2 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

解釈例規

- 1 . 風とは、10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上の風をいうものであること
- 2 . 大雨とは、1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上の降雨をいうものであること。
- 3 . 大雪とは、1 回の降雪量が 25 センチメートル以上の降雪をいうものであること。
- 4 . 中震以上の地震とは、震度階級 4 以上の地震をいうものであること。

(昭 34 . 2.18 基発第 101 号)

(つり足場の点検)

第 5 6 8 条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第 2 項第 1 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 9 号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

第 4 款 鋼管足場

(鋼管足場)

第 5 7 0 条 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。



- 1 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。
 - 2 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建設物に固定させる等の措置を講ずること。
 - 3 鋼管の接続部又は交さ部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
 - 4 筋かいで補強すること。
 - 5 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
- イ 間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。

鋼管足場の種類	間隔（単位メートル）	
	垂直方向	水平方向
単管足場	5	5 . 5
わく組足場（高さが5メートル未満のものを除く。）	9	8

- ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとする。
- ハ 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、1メートル以内とすること。
- 6 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。
- 2 前条第3項の規定は、前項第5号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第3項中「第1項第6号」とあるのは、「第570条第1項第5号」と読み替えるものとする。

解釈例規

- 1 . 第1号の「敷板、敷角等」とは、数本の建地又は枠組の脚部にわたり、ベース金具と地盤などと



の間に敷く長い板、角材等をいい、根がらみと皿板との効果を兼ねたものをいうものであること。

2. 第2号の「脚輪を取りつけた移動式足場」とは、単管足場又は枠組足場の脚部に車を取り付けたもので、工事の終了後は解体するものをいうものであること。
3. 第3号の「適合した付属金具」とは、第560条第2項に定める性能を有するもので、使用箇所に応じて、これに適合した形式及び寸法の金具をいうものであること。
4. 第6号は、足場と電路とが接触して、足場に電流が通ずることを防止することとしたものであって、足場上の労働者が架空電路に接触することによる感電防止の措置については、第349条の規定によるものであること。

参.第349条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に接近する場所で工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに付帯する作業又は杭打機、杭拔機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の再、当該充電電路の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険性が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- (1) 当該充電電路を移設すること。
- (2) 感電の危険性を防止するための囲いを設けること。
- (3) 当該充電電路に絶縁防護具を装着すること。
- (4) 前3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

(根 20 (3))

1. 第6号の「架空電路」とは、送電線、配電線等空中に架設された電線のみでなく、これらに接続している変圧器、遮断機等の電気機器類の露出充電部をも含めたものをいうものであること。
2. 第6号の「架空電路に接近する」とは、電路と足場との距離が上下左右いずれの方向においても、電路の電圧に対して、それぞれ次表の離隔距離以内にある場合をいうこと。従って、同号の「電路を移設」とは、この離隔距離以上に離すことをいうものであること。

電路の電圧	離隔距離
特別高圧(7000ボルト以上)	2メートル。ただし、60000ボルト異常は10000ボルト



	ト又はその端数をま増すごとに20センチメートル増し。
高圧（300 ボルト以上 7000 ボルト未満）	1.2メートル
高圧（300 ボルト未満）	1メートル

3. 送電を中止している架空電路、絶縁の勤善な電線若しくは電気機器又は電圧の低い電路は、接触通電のおそれが少ないものであるが、万一の場合を考慮して接触防止も措置を講ずるよう、指導すること。

（昭 34 . 2.18 基発第 101 号）

（鋼管規格に適合する鋼管足場）

第 5 7 1 条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第 1 項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第 1 号から第 4 号まで、わく組足場にあつては第 5 号から第 7 号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 建地の間隔は、けた行方向を 1 . 8 5 メートル以下、はり間方向は 1 . 5 メートル以下とすること。

2 地上第 1 の布は、2 メートル以下の位置に設けること。

3 建地の最高部から測って 3 1 メートルを超える部分の建地は、鋼管を 2 本組とすること。

4 建地間の積載荷重は、4 0 0 キログラムを限度とすること。

5 最上層及び 5 層以内ごとに水平材を設けること。

6 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によって横振れを防止する措置を講ずること。

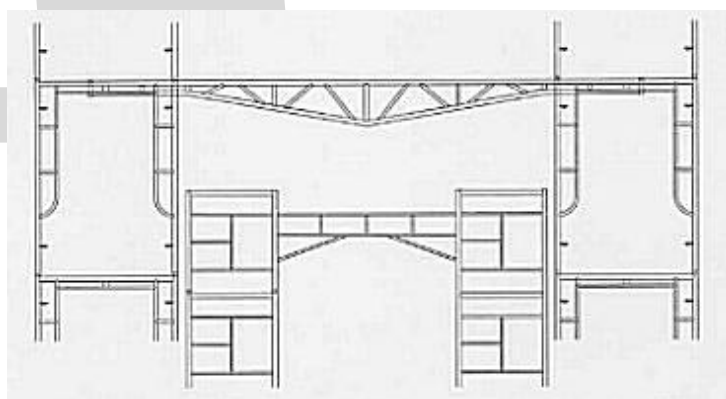
7 高さ 2 0 メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ 2 メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は 1 . 8 5 メートル以下とすること。

2 前項第 1 号又は第 4 号の規定は、作業の必要上これらの規定により難しい場合において、各支点間を単純ぱりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。

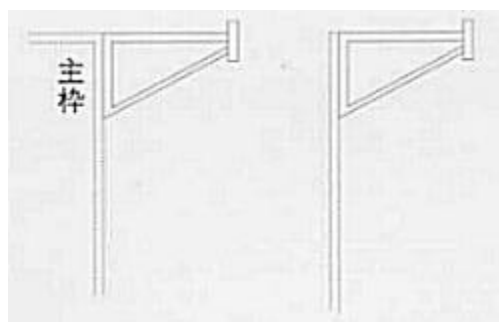
3 第 1 項第 2 号の規定は、作業の必要上同号の規定により難しい部分がある場合において、2 本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

解釈例規

1. 単管足場とは、現場で鋼管を継手金具及び緊結金具を使用して丸太足場と類似の構造に組む足場をいうものであること。
2. 枠組足場とは、あらかじめ鋼管を主材として一定の形に製作した枠を現場において特殊な金属金具や付属品を使用して組み立てる足場をいうものであること。
3. 第1号の「桁行方向」とは、足場の布を取り付けた方向をいい、同号の「梁間方向」とは腕木を取り付けた方向をいうものであること。
4. 第4号の「建地間の積載荷重」とは、相隣れる4本の建地で囲まれた1m作業床に積載し得る荷重をいうものであること。
5. 第5号の「5層以内」とは、作業床の有無に関係なく、垂直方向に継いだ枠1段を1層とし、5段以内をいうものであること。
6. 第6号の「梁枠」とは、下図のごとく別個に組上げた枠組に、梁として使用する部品をいうものであること。



7. 第6号の「持送り枠」とは、下図のごとく枠組の側方に張り出した作業床を支持するために使用する部品をいうものであること。



8. 第7号の「重量物の積載を伴う作業」とは、石材、コンクリートブロック等の取り付け、組積等の作業のごとく、一時的に、比重の大きな材料を足場上の作業箇所付近に積載する作業をいうものであること。

(昭34.2.18基発第101号)

〔多層の場合各層の最大積載荷重は〕

- Q. 第571条第1項第4号の規定については、多層の場合でも、各層ごとに400キログラムの荷重で積載できるものと解してよいか。

- A. 本条第1項第4号は、鋼管規格に適合する鋼管を使用して構成された足場について、その布、腕木等の水平材の破壊を防止するため、建地間の1層の1スパンに積載し得る最大の荷重について、規定したものである。しかして、作業床の最大積載荷重は、第571条第1項の規定により、足場の構造及び材料に応じて定められるべきものであり、通常の足場の場合には、建地鋼管1本あたりの荷重は700キログラムを限度とすることが望ましいので、足場の自重等を勘案すれば、作業床の3層以上にわたってそれぞれ400キログラムの荷重を積載することは適当でない。

(昭43.9.16基収第3523号)

〔第1項第5号にかかる疑義について〕

- Q. 第571条第5号の規定については、布枠を水平材とみなしてよいか。

- A. 貴見のとおり。

(昭43.9.16基収第3523号)

〔第1項第5号の解釈について〕

- Q. 1. 本号にいう「水平材を設けること」の趣旨は、昭和43年9月16日付基収第3523号通牒により、水平材を設けてもよいこととされていますが、今日では、布枠を使用するかわりに板付き布



枠（以下「鋼板布枠」という。）を使用する機会が多くなっており、本会におきましても、昭和46年5月より「鋼板布枠」についての認定基準を定め、これに則って製品を認定を実施しているところであります。

つきましては、同通牒によりいう「布枠」の中に「鋼板布枠」を含め解してよろしいか。

2. 本号の解釈にあたり、前期1によることができるとした場合、「布枠」と「鋼板布枠」とを比較すると、構造上若干の相違（別表参照）がありますので、次のいずれかによるべきか重ねて伺います。

(1) 枠組足場の最上層部及び5層以内ごとに水平材を設けることの趣旨は、枠組足場が水平方向の荷重に対し、十分耐えるものでなければならないと考えられます。したがって、「布枠」又は「鋼管布枠」のいずれであっても十分な強度を有し、かつ、つかみ金具のロック部が4ヶ所で確実に固定されるものでないと水平材とみなすことができないと解してよろしいか。

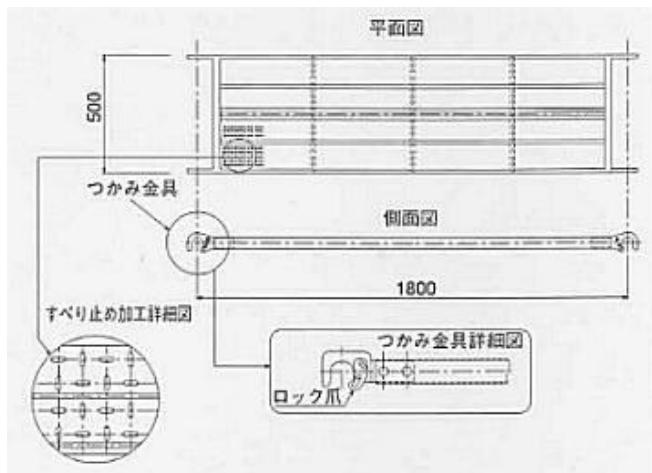
(2) 従来の「布枠」については、つかみ金具のロック部が2ヶ所（対角線上）と4ヶ所（四隅部）の2種類ありますが、2ヶ所ものにあっても、本号にいう水平材とみなしてよろしいか。

別表（布枠と鋼材布枠との比較）

構造及び性能 種類	構造			性能 kg / cm ²		
	主な材料	つかみ金具のロック数	形状	曲げ強度	ロックの強度	つかみ金具の強度
布枠	パイプ	2~4	はしごタイプ	平均値 500 以上	平均値 330 以上	平均値 2000 以上
鋼板布枠	鋼板又はC型钢	4	鋼板タイプ	平均値 500 以上	平均値 330 以上	平均値 2000 以上

1. 設問1については、昭和43年9月16日付け基収第3523号通達にいう「布枠」には、「鋼板布枠」を含むものと解すること。

2. 設問2については、「布枠」は、水平力を十分に伝達できるように、4ヶ所以上でロックつきのつかみ金具を用いて確実に主枠等に固定させているものに限るものであること。



(昭46.7.30 基収第2800号2)

(鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管足場)

第572条 事業者は、鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第570条第1項に定めるところによるほか、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の2分の1の値）の1.5分の1及び次の表の上欄に掲げる鋼管の肉厚と外径との比に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の4分の3）以下のものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比	係数
肉厚が外径の14分の1以上	1
肉厚が外径の20分の1以上14分の1未満	0.9
肉厚が外径の31分の1以上20分の1未満	0.8

解釈例規

「各支点間を単純梁として計算する」とは、足場を実際に組んだ場合に、腕木、布等の水平材について、それぞれに支点間を独立した梁と考え、支点の固定条件及び支点外の部分の影響を無視して、単に2つの支点上に材を載せたものとして計算することをいうものであること。

(昭34.2.18 基収第101号)



(鋼管の強度の識別)

第573条 事業者は、外径及び肉厚が同一であり、又は近似している鋼管で、強度が異なるものを同一事業場で使用するときは、鋼管の混用による労働者の危険を防止するため、鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、色を付する方法のみによるものであってはならない。

解釈例規

1 . 外径及び肉厚が近似している鋼管とは、それぞれの鋼管の寸法差が見較べたのみでは容易に識別できないものをいうこと。

2 . 強度が異なるものとは、これを使用して足場を構成した場合に、その構成条件に相違を生ずるとき強度の異なる鋼管をいい、たとえば、「日本工業規格G3440(構造用段素鋼鋼管)」の第4種甲と第5種乙との別のごときものをいうものであること。

3 . 鋼管の混用による危害とは、強度の弱いものが強いものと同一にされ、強度の不十分な足場が構成されることによる危害をいうものであること。

4 . 「鋼管の強度を識別する」とは、鋼管の強度が異なるものであることを識別することであって、個々の鋼管の強度の数値を識別することまでをいう趣旨ではないこと。

(昭34.2.18 基収第101号)

第5款 つり足場

(つり足場)

第574条 事業者は、つり足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

イ ワイヤロープーよりの間において素線(フィラ線を除く。以下この号において同じ。)の数の1

0パーセント以上の素線が切断しているもの

ロ 直径の減少が公称径の7パーセントをこえるもの



- ハ キンクしたもの
- ニ 著しい形くずれ又は腐食があるもの
- 二 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの5パーセントをこえるもの
 - ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の10パーセントをこえるもの
- ハ き裂があるもの
- 3 つり鋼線及びつり鋼帯は、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しないこと。
- 4 つり繊維索は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - イ ストランドが切断しているもの
 - ロ 著しい損傷又は腐食があるもの
- 5 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場けた、スターラップ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。
- 6 作業床は、幅を40センチメートル以上とし、かつ、すき間がないようにすること。
- 7 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場けた、スターラップ等に取り付けること。
- 8 足場けた、スターラップ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。
- 9 たな足場であるものにあつては、けたの接続部及び交さ部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
- 2 前項第6号の規定は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

解釈例規

第2項の墜落による労働者の危険を防止するための措置には、労働者に安全帯を使用させることも含まれるものとし取扱って差しつかえないこと。

(昭38.6.3 基発第635号)



(作業禁止)

第575条 事業者は、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならない。

